

各種帳票の決裁欄に記載された補職名等の経過措置に関する規則等  
の一部を改正する規則の制定について

各種帳票の決裁欄に記載された補職名等の経過措置に関する規則等の一部を改正する規則の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成28年3月22日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

補職名の変更に伴い、例規整備を図るため、本案を提出します。

一宮市教委規則第 号

各種帳票の決裁欄に記載された補職名等の経過措置に関する規則等の一部を改正する規則

(各種帳票の決裁欄に記載された補職名等の経過措置に関する規則の一部改正)

第1条 各種帳票の決裁欄に記載された補職名等の経過措置に関する規則(平成17年一宮市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

「

副主監
主査

」を

「

専任課長
課長補佐

」に、

「

係	担当
---	----

」を

「

主任	主査
係	主任・担当

」に改める。

(一宮市教育委員会事務局処務規則の一部改正)

第2条 一宮市教育委員会事務局処務規則(平成17年一宮市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「若しくは調整監」を削り、「副主監」を「専任課長、課長補佐」に改める。

第13条第2項中「並びに」を「及び」に改め、「及び調整監」を削り、同条第4項中「副主監」を「専任課長、課長補佐」に改める。

第14条第2項中「副主監」を「専任課長」に、「主査」を「課長補佐」に改める。

(一宮市教育委員会専決規則の一部改正)

第3条 一宮市教育委員会専決規則(昭和51年一宮市教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、「部等の次長等」とあるのは「次長又は調整監」とそれぞれ」を削る。

別表人事管理の項中「副主監等」を「専任課長等」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(第1条関係) 各種帳票の決裁欄に記載された補職名等の経過措置に関する規則 (平成17年一宮市教育委員会規則第12号) 新旧対照表

現行	改正案
<p>(補職名等の読替え等)                      第2条 当分の間、次の表の左欄に掲げる補職名等の記載が当該帳票の決裁欄に存する場合には、これに対応する同表の右欄に掲げる補職名等にこれを読み替えて、当該帳票の規定を適用するものとする。                      【別記1 参照】                      2 略</p>	<p>(補職名等の読替え等)                      第2条 略                      【別記1 参照】                      2 略</p>

(第2条関係) 一宮市教育委員会事務局処務規則 (平成17年一宮市教育委員会規則第8号) 新旧対照表

現行	改正案
<p>(補職)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、教育委員会事務局に教育次長、部に参事又は次長若しくは副調整監、課及び博物館事務局等(以下「課等」という。)に主監、副主監、主査又は主任を置くことができる。</p> <p>(教育次長等)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 参事並びに次長及び調整監は、部長を補佐し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>3 略</p> <p>4 主監、副主監、主査及び主任は、課長等を補佐し、担当事務を処理する。</p> <p>5 略</p> <p>(代決)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 部長以下の専決事項で、決裁者が不在のときは、部長の専決事項にあっては次長(次長を置かないとき、又は次長が不在のときは主管の課長等)、次長の専決事項にあっては主管の課長等、課長等の専決事項にあっては主管の副主監(副主監を置かないとき、又は主管の副主監が不在のときは主管の主査)が代決する。</p> <p>3 略</p>	<p>(補職)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、教育委員会事務局に教育次長、部に参事又は次長、課及び博物館事務局等(以下「課等」という。)に主監、専任課長、課長補佐、主査又は主任を置くことができる。</p> <p>(教育次長等)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 参事及び次長は、部長を補佐し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>3 略</p> <p>4 主監、専任課長、課長補佐、主査及び主任は、課長等を補佐し、担当事務を処理する。</p> <p>5 略</p> <p>(代決)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 部長以下の専決事項で、決裁者が不在のときは、部長の専決事項にあっては次長(次長を置かないとき、又は次長が不在のときは主管の課長等)、次長の専決事項にあっては主管の課長等、課長等の専決事項にあっては主管の専任課長(専任課長を置かないとき、又は主管の専任課長が不在のときは主管の課長補佐)が代決する。</p> <p>3 略</p>

【別記1】

現行

事務の種類	専決事項	教育長	部長	課長	その他
人事管理 略	略				
	副主監等以下の欠勤承認	略			
	略				
	副主監等以下の職務専念義務免除	略			
	略				
	副主監等以下の退職手当の裁定	略			
	略				

改正案

事務の種類	専決事項	教育長	部長	課長	その他
人事管理 略	略				
	専任課長等以下の欠勤承認	略			
	略				
	専任課長等以下の職務専念義務免除	略			
	略				
	専任課長等以下の退職手当の裁定	略			
	略				

第15号議案

一宮市立小中学校学校運営協議会を設置する学校の指定について

一宮市立小中学校学校運営協議会を設置する学校の指定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成28年3月22日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市立小中学校における学校運営協議会の設置に関する規則第3条により本案を提出します。

一宮市立小中学校 学校運営協議会を設置する学校の指定について

学校番号	学校名	28年度再指定	29年度再指定
1	宮西小		○
2	貴船小		○
3	神山小		○
4	大志小		○
5	向山小		○
6	葉栗小	○	
7	西成小		○
8	瀬部小		○
9	赤見小	○	
10	浅野小		○
11	丹陽小		○
12	丹陽西小		○
13	丹陽南小		○
14	浅井南小		○
15	浅井北小		○
16	北方小	○	
17	大和東小	○	
18	大和西小	○	
19	今伊勢小		○
20	奥小		○
21	萩原小	○	
22	中島小	○	
23	千秋小	○	
24	千秋南小	○	
25	富士小		○
26	末広小		○
27	西成東小	○	
28	今伊勢西小		○
29	葉栗北小	○	
30	大和南小	○	
31	浅井中小		○
32	千秋東小	○	
33	起小	○	
34	三条小	○	
35	小信中島小	○	
36	朝日東小	○	
37	朝日西小	○	
38	關明小	○	
39	大徳小	○	
40	黒田小	○	
41	木曾川西小	○	
42	木曾川東小	○	
51	北部中		○
52	中部中		○
53	南部中		○
54	葉栗中	○	
55	西成中		○
56	丹陽中	○	
57	浅井中		○
58	北方中		○
59	大和中	○	
60	今伊勢中		○
61	奥中		○
62	萩原中	○	
63	千秋中	○	
64	西成東部中	○	
65	大和南中	○	
66	尾西第一中	○	
67	尾西第二中	○	
68	尾西第三中		○
69	木曾川中	○	
再指定校数		33	28
指定期間		平成28年4月1日～ 平成30年3月31日 (2年間)	平成29年4月1日～ 平成31年3月31日 (2年間)

○一宮市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

平成 18 年 3 月 29 日  
教委規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。)第 47 条の 5 の規定に基づき設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 協議会は、一宮市立小中学校(以下「学校」という。)の運営に関する一宮市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、地域の住民及び保護者等の学校運営への参画等を進めることにより、学校と地域の住民及び保護者等との相互の信頼関係を深め、地域及び学校がその教育力を相互に高め、ともに子どもたちの豊かな学びと育ちの創造をめざすことを目的とする。

(指定)

第 3 条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる学校について、協議会を設置する学校(以下「設置校」という。)として指定することができる。

- 2 校長は、前項の指定を受けようとするときは、教育委員会に申請しなければならない。
- 3 指定の期間は、2 年とし、再指定をすることができる。

(協議会の委員)

第 4 条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 設置校の所在する地域の住民(第 10 条において「地域の住民」という。)
- (2) 設置校に在籍する児童又は生徒の保護者(第 10 条において「保護者」という。)
- (3) 学識経験者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者
  - 2 委員の一部については、これを公募することができる。この場合において、公募に関し必要な事項は、別に定める。
  - 3 設置校の校長は、委員を推薦することができる。
  - 4 委員の定数は、設置校の校長と協議の上、教育委員会が定める。
  - 5 教育委員会は、委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。
  - 6 委員は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 3 項に規定する非常勤の特別職とする。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、任命の日から 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中の委員の交代等に伴う後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、設置校の指定の期間が終了したとき、又は指定が取り消されたときは、委員は、その身分を失う。



(委員の服務)

第6条 委員は、その地位を不当に利用するなど、その職の信用を傷付け、又は委員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

2 委員は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報酬等)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、条例で定める。

(基本方針等の承認)

第8条 設置校の校長は、次に掲げる事項について、協議会の承認を得なければならない。

(1) 教育目標及び経営方針

(2) 教育課程の編成に関する基本方針

(3) 予算の執行計画

(4) 前3号に掲げるもののほか、設置校の校長が必要と認める事項

2 設置校の校長は、前項の規定により承認を得た基本方針等に基づき、学校運営を行わなければならない。

(運営等についての意見)

第9条 協議会は、設置校の運営に関する事項について、教育委員会又は設置校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、別に定めるところにより、設置校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べるができる。

3 協議会は、前2項の規定により、教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、設置校の校長の意見を聴取しなければならない。

(運営への参画等)

第10条 協議会は、設置校の運営について、地域の住民及び保護者の理解、協力、参画等が促進されるように努めなければならない。

(情報発信)

第11条 協議会は、その活動の状況に関する情報の発信に努めなければならない。

(情報の提供及び説明)

第12条 教育委員会及び設置校の校長は、協議会が適切な活動を行えるよう、情報の提供及び説明に努めるものとする。

(児童又は生徒の意見の聴取)

第13条 協議会は、設置校の校長の同意を得て、設置校の児童又は生徒の意見を聴取することができる。この場合においては、児童又は生徒の発達段階に応じ、必要な配慮をしなければならない。

(会長及び副会長)

第14条 協議会に、会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は設置校の校長が指名し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第15条 会長は、設置校の校長と協議の上、協議会の会議を招集し、議事をつかさどる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があるときは、設置校の校長から報告及び説明を求めることができる。
- 5 設置校の校長は、会議に出席し、意見を述べ、又は必要があると認めるときは、職員及び児童若しくは生徒を会議に出席させることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(指定の取消し)

第16条 法第47条の5第7項の規定に基づき、教育委員会が指定の取消しを行わなければならない場合は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 委員間の意見が対立し、協議会としての意思形成が困難な場合
  - (2) 協議会の活動の実態が認められない場合
  - (3) 設置校の校長と協議会の方針が著しく対立し、学校運営に支障が生じ、又は生じるおそれがある場合
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、学校運営に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがある場合
- 2 教育委員会は、指定の取消しに当たっては、事前に設置校の校長と連携して協議会に対し、必要な指導又は助言を行い、その運営改善に努めるものとする。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、委員から辞任の申出があった場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第6条の規定に違反したとき。
  - (2) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が認められるとき。
- 2 設置校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(委任)

第18条 この規則において別に定めるとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

一宮市社会教育指導員の任命について

一宮市社会教育指導員の任命について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成28年3月22日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市社会教育指導員設置規則第4条及び第7条により、本案を提出します。

1. 任命候補者

氏 名	備 考	新任 再任
くらかね きよこ 倉兼 清子	元小学校長	再

2. 任命期間

平成28年4月1日～平成29年3月31日

○一宮市社会教育指導員設置規則

昭和 48 年 3 月 31 日  
教委規則第 2 号

(目的および設置)

第 1 条 この規則は、市民の学習意欲を啓発し有効な社会教育活動を推進するため、一宮市教育委員会(以下「委員会」という。)に社会教育指導員(以下「指導員」という。)を置く。

2 指導員は、非常勤とする。

(職務)

第 2 条 指導員は、社会教育主事とともに、社会教育活動に必要な直接指導および学習相談並びに社会教育関係団体の育成等の事務に従事する。

(欠格事項)

第 3 条 次の各号の一に該当する者は、指導員となることができない。

- (1) 成年被後見人および被保佐人
- (2) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 本市において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

(平 12 教委規則 1・一部改正)

(任命)

第 4 条 指導員は、次の各号の一に該当する者のうちから委員会が任命する。

- (1) 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 9 条の 5 に規定する社会教育主事の講習を受講する資格を有する者
- (2) 前号に掲げるもののほか、社会教育に関する学識経験を有する者

(服務)

第 5 条 指導員は、上司の指揮監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。

2 指導員は、その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

3 指導員は、委員会の許可があった場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(免職)

第 6 条 指導員が、次の各号の一に該当する場合は、その職を免ずる。

- (1) 自己の都合により解任を申し出たとき。
- (2) 指導員として、ふさわしくない行為があったとき。
- (3) その他委員会において設置の必要がなくなったとき。

(任期)

第 7 条 指導員の在任期間は、1 年とする。ただし、再任することができる。

(報酬および費用弁償の額等)

第 8 条 指導員の報酬および費用弁償の額並びにその支給方法は、一宮市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年一宮市条例第 32 号)の定めるところによる。

(委任)

第 9 条 この規則の施行に関し、必要な事項は教育長が別に定める。

付 則

この規則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 12 年 2 月 2 日教委規則第 1 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

一宮市社会教育委員の委嘱について

一宮市社会教育委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成28年3月22日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

任期満了に伴う改選のため、社会教育法第15条の規定により、本案を提出します。

1. 一宮市社会教育委員 委嘱候補者

氏 名	備考	新任 再任
おかもと まさし 岡本 将嗣	学識経験者	再
いまがわ みねこ 今川 峰子	学識経験者	再
ますかわ こういち 益川 浩一	学識経験者	再
ひびの たかお 日比野 隆夫	学識経験者	再
おおしま みちこ 大島 美智子	学識経験者	新
かわい あやこ 川合 綾子	学識経験者	新
まぶち ひろし 馬渕 博	学識経験者	新
すぎもと さとる 杉本 智	一宮市公民館長連絡協議会	新
ほりべ えみこ 堀部 恵美子	一宮市地域女性団体連絡会	再
ふわ ひろし 不破 皓	一宮市芸術文化協会	再
おおたけ みきお 大竹 幹雄	一宮市体育協会	再
あさだ かずまさ 浅田 佳寿優	一宮青年会議所	再
いけだ れいこ 池田 れい子	一宮市小中学校PTA 連絡協議会母親代表会	再
わかばやし まゆみ 若林 真由美	子育てネットワーカー	再

2. 委嘱期間

平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

一宮市公民館運営審議会委員の委嘱について

一宮市公民館運営審議会委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成28年3月22日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

任期満了に伴う改選のため、社会教育法第30条の規定により、本案を提出します。



1. 一宮市公民館運営審議会委員 委嘱候補者

氏名	備考	新任 再任
ささき ただし 佐々木 直	学識経験者	再
えさき あつこ 江崎 敦子	学識経験者	再
おおつ じゅん 大津 純	学識経験者	再
いとう ひろひさ 伊藤 博久	学識経験者	再
おくだ よしのり 奥田 義徳	学識経験者	新
すぎやま かつじ 杉山 勝治	学識経験者	新
まえだ じゅんこ 前田 旬子	学識経験者	再
ひろつじ たかお 廣辻 孝夫	学識経験者	新
まの 真野なおみ	浅井南小学校長	新
すずき よしとも 鈴木 祥友	市体育協会理事長	再
ほそや まさあき 細谷 正明	市レクリエーション協会会長	再
つちや ひろし 土屋 寛	市児童育成連絡協議会会長	再
さとう ひろし 佐藤 博	市スポーツ推進委員連絡協議会会長	再
たかまつ けいこ 高松 恵子	地区公民館利用者	新
みやざき はつみ 宮崎 初美	子育てネットワーカー	新

2. 委嘱期間

平成28年4月1日から平成30年3月31日

○社会教育法

(公民館運営審議会)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○一宮市公民館設置及び管理に関する条例

第3条 法第29条第1項の規定に基づき、公民館運営審議会を置く。

2 公民館運営審議会委員（以下「委員」という。）の定数は、15名以内とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 特別の事情がある場合には、委員の任期中でも解職することができる。

一宮市スポーツ推進委員の委嘱について

一宮市スポーツ推進委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成28年3月22日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

任期満了に伴う改選のため、スポーツ基本法第32条第1項の規定及び一宮市スポーツ推進委員に関する規則により本案を提出します。

1. 一宮市スポーツ推進委員 委嘱候補者

氏 名	備 考	新任 再任
あだち よしお 足立 好男	宮西連区	再
かわもと まさいち 川本 政一	〃	再
やました こ 山下 たか子	〃	再
たじま みつこ 田島 美津子	〃	再
ひろせ じゅんいち 廣瀬 純一	貴船連区	再
たかぎ あいこ 高木 愛子	〃	再
もり かつのり 森 克典	〃	再
むとう かなこ 武藤 佳奈子	〃	新
まつもと たけし 松本 竹志	神山連区	再
みずたに たかこ 水谷 貴子	〃	再
うちやま かんじ 内山 完二	〃	新
もりかず かよこ 森数 佳代子	〃	新
もり ひろし 森 博史	大志連区	再
かわかみ よしてる 河上 芳輝	〃	再
おおたけ よしこ 大嶽 好子	〃	再
おおの やよい 大野 弥生	〃	新
しばがき すすむ 柴垣 進	向山連区	再

氏 名	備 考	新任 再任
きむら きみこ 木村 貴美子	向山連区	再
しみず よしとも 清水 美知	〃	再
はせべ ふみえ 長谷部 文恵	〃	再
まきの いくこ 牧野 郁子	富士連区	再
とみだ つぐお 富田 紹夫	〃	再
あんどう ゆかり 安藤 由加里	〃	再
いしだ たくみ 石田 巧	〃	新
ながえ としえ 長江 利恵	葉栗連区	再
さとう ひろみ 佐藤 洋美	〃	再
まつばら すすむ 松原 進	〃	再
おおた のぶお 太田 伸生	〃	新
おおもり けいすけ 大森 啓介	西成連区	再
やまぐち くみこ 山口 久美子	〃	再
みやなぎ まなぶ 三柳 学	〃	再
はっとり まさかつ 服部 正勝	〃	再
かわで 川出 みどり	〃	再
こすぎ みよこ 小杉 美代子	〃	再
にしむら よしじ 西村 嘉二	〃	再

氏名	備考	新任 再任
わしづ とみお 鷺津 富夫	西成連区	新
なすの えつこ 那須野恵津子	〃	新
あんざい つよし 安齋 剛志	〃	新
すずき たけし 鈴木 猛	丹陽町連区	再
にしくぼ なみこ 西久保奈美子	〃	再
くわやま のりこ 桑山 典子	〃	再
うえだ みきお 植田 幹男	〃	再
ほその まさみ 細野 将己	〃	再
よしこ ゆきお 吉子 幸雄	浅井町連区	再
ごとう れいこ 後藤 令子	〃	再
いわた りかこ 岩田 利加子	〃	再
よしだ こうじ 吉田 幸次	〃	再
たかはし ひろとし 高橋 広敏	〃	再
むらかみ まき 村上 麻希	〃	再
えさき ちよこ 江崎 知世子	北方町連区	再
いまい やよい 今井 弥生	〃	再
のだ けんじ 野田 謙次	〃	再
きむら あきよし 木村 彰良	〃	新

氏 名	備 考	新任 再任
おおの すずむ 大野 進	大和町連区	再
まつえ ひろみ 松江 博美	〃	再
うかい え 鵜飼 ゆき江	〃	再
きむら まさお 木村 正雄	〃	再
にみや あきまさ 二宮 昭正	〃	再
かとう れいこ 加藤 礼子	〃	再
しばた のりえ 柴田 紀枝	〃	再
うちだ しげる 内田 茂	〃	再
かわべ まさのぶ 川辺 政信	〃	新
かわしま まさる 川島 勝	今伊勢町連区	再
いとう かずえ 伊藤 和枝	〃	再
いとう ひさし 伊藤 寿	〃	新
やまざし みつる 山岸 満	〃	新
あんどう たかとし 安藤 孝俊	奥町連区	再
もり ち え こ 森 千恵子	〃	再
きとう よしみ 鬼頭 好美	〃	再
やすだ ゆうじ 安田 雄司	〃	再
つばうち ともあき 坪内 知明	萩原町連区	再

氏 名	備 考	新任 再任
はっとり くみ こ 服部 久美子	萩原町連区	再
ほった かつや 堀田 克也	〃	再
かいげん ゆきお 開現 幸夫	〃	再
あずま あけみ 東 明美	〃	再
ま の よしひろ 眞野 良博	千秋町連区	再
かねこ かつこ 金子 勝子	〃	再
いとう 伊藤 ひろみ	〃	再
なかむら まさはる 中村 正春	〃	新
かすがい さとし 春日井 聡	起連区	再
みぞぐち 溝口 しおり	〃	再
こづか みのる 小塚 実	〃	新
はまだ みか 濱田 美香	〃	新
つねかわ よしひろ 恒川 義弘	小信中島連区	再
こじま ななこ 小島 菜菜子	〃	再
えもり わたる 江森 渉	〃	再
うちだ ひろみ 内田 広美	〃	新
さとう ひろし 佐藤 博	三条連区	再
ただ たにだ 谷田 昇子	〃	再



氏 名	備 考	新任 再任
いとう かずや 伊藤 一也	三条連区	再
はやかわ た え こ 早川 多恵子	〃	再
やまだ ようへい 山田 洋平	大徳連区	再
みずたに けん じ 水谷 賢次	〃	再
おがさわら ただやす 小笠原 忠安	〃	再
しらいし かつのり 白石 勝則	〃	再
おぐら まさなお 小椋 政直	朝日連区	再
いちかわ あつし 市川 篤	〃	再
はぎわら もとかず 萩原 基一	〃	再
みずの あいみ 水野 愛美	〃	再
こしの さとみ 越野 さとみ	開明連区	再
みつかわ いきむ 光川 勇	〃	再
こもり さとる 小森 悟	〃	再
こやま ようこ 小山 陽子	〃	再
ふくい ま す お 福井 万寿夫	木曾川町連区	再
あだち たみひろ 安達 民宏	〃	再
はしの ようこ 橋野 葉子	〃	再
しくま ま ゆ み 四熊 麻由美	〃	再

氏 名	備 考	新任 再任
やまうち まちこ 山内 真知子	木曾川町連区	再
しばた ゆり 柴田 百里	〃	再
みずの やすよし 水野 泰嘉	〃	再
にし えいき 西 栄樹	〃	再
たかみどう ともなり 高御堂 智也	〃	再

## 2. 委嘱期間

平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）（条文）【抜粋】

#### 第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

#### 附則

（スポーツ推進委員に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

○一宮市スポーツ推進委員に関する規則【抜粋】

昭和37年2月20日

教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(平23教委規則4・一部改正)

(職務)

第2条 スポーツ推進委員は、一宮市民のスポーツの振興に関し、その分担する地域又は事項について、次の職務を行う。

- (1) 市民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
  - (2) 市民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
  - (3) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
  - (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し求めに応じ協力すること。
  - (5) 市民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市民のスポーツの振興のための指導及び助言を行うこと。
- 2 前項の規定によりスポーツ推進委員が分担する地域又は事項は、教育長が定める。

(平23教委規則4・一部改正)

(定数)

第3条 スポーツ推進委員の定数は、117名以内とする。

(平17教委規則27・平22教委規則6・平23教委規則4・一部改正)

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、同項の期間中においてもスポーツ推進委員を解嘱することができる。
- 3 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

一宮市文化財の指定について

一宮市文化財の指定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成28年3月22日

一宮市教育委員会

教育長 中野和雄

提案理由

一宮市文化財保護審議会の答申を受けて、別添のとおり一宮市指定文化財に指定するため。

## 一宮市文化財の指定について

### 1. 指定物件

種別	名称	数量	所在地	所有者
有形文化財（工芸品）	仁王胴具足	1 領	一宮市大和町妙興寺2390番地 (一宮市博物館)	一宮市
無形民俗文化財	黒岩祇園祭	—	一宮市浅井町黒岩字石刀塚46	黒岩山車保存会

### 2. 指定年月日

平成28年3月22日

一宮市教育委員会 様

平成28年 3月 2日

一宮市文化財保護審議会

会長 小川 一朗



一宮市文化財の指定について (答申)

平成27年12月18日付けで諮問がありましたこのことについて、下記のとおり一宮市指定文化財に指定されるよう答申します。

記

1. 指定物件

種別	名称	数量	所在地	所有者
有形文化財(工芸)	仁王胴具足	1 領	一宮市大和町妙興寺2390	一宮市
無形民俗文化財	黒岩祇園祭	—	一宮市浅井町黒岩字石刀塚46	黒岩山車保存会

2. 指定理由

別紙のとおり

## 仁王胴具足

一宮市博物館が保管する仁王胴具足は、山内盛豊所用と伝えられ、一宮市木曾川町の大畑町内会に伝来して旧木曾川町に寄贈された具足である。平成25年度に東京文化財研究所との共同研究で実施した仁王胴具足の科学分析調査の成果をまとめた『仁王胴具足調査報告書』から、具足の製作年代は、その特徴から盛豊の時代より下った16世紀末の慶長の頃と考えられ、桃山時代の類例の少ない優れた作例であることがわかる。

報告書によると、この仁王胴具足の特徴は、スペイン・マドリッドの王宮武器庫博物館が所蔵する日本製の仁王胴具足と共通する部分が多く、<sup>袴</sup>に菊、桐文が彫られていることや待受の桐文蒔絵も特色で、久能山東照宮所蔵の徳川家康が関が原の合戦で着用した<sup>とぎ</sup>歯具足に類似する三枚筒籠手や三枚筒脛当の形状から桃山、江戸初期の製作によると考えられている。

資料構造調査、塗装材料・技術調査から男性の半裸体を表現する淡い肉肌色は、従来の国内のものとは異なる乾性油系塗料が上塗りされているなど桃山文化期における塗装技術の一側面を端的に示す指標資料である。染織品は、籠手の家地の文様が東洋の文様ではなく大航海時代にもたらされた西洋の文様であり、イタリアやスペインで盛んに製織されていた柘榴文様 (pomegranate design) に類するものであるが、製織地は中国であり、文様構成が極めて良く似た裂が、「菊桐紋卍字繫ぎに牡丹文様胴服 豊臣秀吉所用」(重要文化財・豊国神社蔵)の襟に用いられていることが判明し、豊臣秀吉との関連も示唆している。

仁王胴具足には、箱書きなどの由緒書きが残っておらず、限られた文献史料からこの仁王胴具足の由来や所有者を特定することはできていないが、一宮市内における極めて貴重な文化財であることは明らかである。製作当初の形状を現代に伝える貴重な具足であり、文化財指定を機に一宮市博物館で今後周辺の史料調査やさらなる研究調査を進められたい。

### 【参考文献】

『一宮市博物館資料調査報告 1 仁王胴具足調査報告書』 一宮市博物館編  
一宮市博物館 2014年3月刊



## 黒岩祇園祭

黒岩祇園祭は、浅井町黒岩に鎮座する石刀神社の祭礼で、巻藁船のように提灯で飾った山車が出る祭礼である。石刀神社は、『寛文村々覚書』葉栗郡黒岩村の項に、「天王社 社内七畝歩 前々除 村中支配」とあり、寛文年間（1661～1672）には天王社と称していたことがわかり、同神社と津島社との関係性を見出すことができる。

祭礼は、現在、8月の第1土曜日であるが、かつては、旧暦6月15日にとり行われていた。その祭礼の由来は、伝承によると宝暦治水の際の犠牲者の霊を慰めるために始まったともいう。19世紀前半に高力猿猴庵種信が著した『懐中硯 葉栗一覽草』には「大川にて船祭り」という記述があり、川船で行われていた様子の一端を窺い知ることができる。木曾川流域の他村が船上で行う祭礼が、いわゆる「川祭り」であるのに対し、黒岩は川岸に船を繫留する土地を持たなかったため「オカマツリ」となったと思われる。かつて祭礼は堤防上の水神社で行われていた。堤防の高さが現在より低かった明治時代には、石刀神社前の堤防を東に宮田口へ、さらに水神社まで行き、神社前まで帰ってきたという。

山車は1輦で、構造は2層造り、屋根が唐破風の吹抜き、その上に提灯をつけるハチノスがあり、高さは15メートル、車輪は一木四輪の外輪で、舳先のように赤白の提灯をつけて船の形に見せている。

祭礼当日の夕方、「祇園囃子」を奏しながらの道行<sup>みちゆき</sup>が終わると、月の数である12個の提灯を神木へ縦に吊るし、半円球状に飾る提灯はハチノスへ挿していく。周りには日数を表す365個の平提灯の他に役提灯、雨乞い提灯、献灯提灯、高張提灯を全部で550個を吊るす。山車内で囃子を奏しながら公民館から神社まで曳き、境内西で山車を大きく何回か回転された後公民館まで戻り、提灯をおろす。そののち若者が大麦の<sup>ほっかひ</sup>藁と竹で作った「オクリブネ」に提灯を付け木曾川南派川まで担ぎ、疫神とともに流し祭礼は終了する。

このように、木曾川流域に広がる天王信仰と水神の信仰を色濃く残すことから、一宮市域の民俗を考える上で重要な祭礼であり、無形民俗文化財に指定し保護すべきである。

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

平成28年3月22日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

## 一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が  
相当と認められる事業
  - ア 市内の教育関係団体
  - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
  - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が相当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
55	一宮市消防本部 消防長  後藤 保夫	第16回中学生と消防音楽隊のふれあいコンサート	・中学生と消防音楽隊による、吹奏楽のコンサート ・参加者250名	6月12日(日) 13時30分～ 15時45分	一宮市民会館	無料	(1) (6)
56	株式会社アイ・シー 常務取締役  瀬古 篤司	小学校紹介番組名「校歌斉唱」14分番組	・学校の教育理念、理想校風などが盛り込まれた「校歌」を記録し、地域社会に伝えていく事で、地域の関心、つながりを大切に感じてもらえる番組を制作する。	4月1日(金)～ 平成29年3月31日(金)	各小学校	無料	(5)イ (6)
57	株式会社アイ・シー 常務取締役  瀬古 篤司	中学校の部活動を紹介番組「輝け！部活動」14分番組	・市内の中学校の取組や部活動を紹介する。 ・貴重な中学校生活と、健全な課外活動である部活動を紹介し、生徒たちの部活動に対する活動報告や思いなどを伝え、思い出にも残る番組を制作する。	4月1日(金)～ 平成29年3月31日(金)	各中学校	無料	(5)イ (6)
58	公益社団法人 一宮青年会議所 理事長  土川 功介	第3回サマーアドベンチャー ～真夏のクリスマスツリー作り～	・クリスマスツリー作りを通して、子どもたちの主体的に行動できる「生きる力」を共育することを目的とする。 ・参加者：一宮市内3年生～6年生の小学生80名	・6月18日(土) ・7月24日(日) ・8月20日(土)～8月21日(日)	・一宮ポータル文化センター ・アイプラザ一宮 ・母袋温泉・アトリエ母袋	有料 5,000円	(4) (6)

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
59	愛知県中学校産業教育研究協議会 会長 うちかわ かずのり 内川 和則	第53回東海・北陸地区 中学校技術・家庭科研究大会 愛知大会	・「よりよい生活に向けて、 最適解を求め続ける生徒の育成」をテーマに、 記念講演、公開授業、研究協議を行い、問題解決的な授業のあり方を探る。 ・愛知県中学校産業教育研究協議会会員、全国及び東海・北陸地区の技術・家庭科教諭 1,000名	10月27日(木) ～10月28日 (金)	・名古屋市教育センター ・一宮市立中部中学校をはじめとする県内8中学校	有料 4,000円	(2)

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
84	チアフル・ママ 代表 えさき 江崎 あずみ 主催(共催) チアフル・ママ 及び NPO 法人ORR 社会 貢献センター	チアフル・カーニバル 第3回旬の家族フ ェア	子供職業体験、オレンジ リボン(児童虐待防止運 動)・イエローリボン(障が い者支援)啓発活動、プ ース出展、ケータリング カーによる販売など	6月4日(土)	一宮市民会館	無料 (一部イベ ントには体 験料が必 要)	(4) (6)
85	NPO 法人ふれあい サロン さんさんガ ーデン 理事長 いなみ のりこ 井浪 典子	第一回さんさんハ ートフル書画展	障害児童による創作書画 の展示会	5月3日(火) ～ 5月8日(日)	玉堂記念木曾 川図書館	無料	(4)
86	株式会社 平安閣 代表取締役 つちだ まさき 土田 誠樹	ありがとうを贈ろう	「ありがとう」に関するメッ セージを募集し、その中 から選出した100作品を 掲載した「ありがとうの本」 を制作。名古屋市・一宮市 などの小学校6年生およ び希望者に配付	5月1日(日) ～ 8月31日(水) (募集日程)	—	無料	(6)
87	公益社団法人 一宮法人会 会長 もり かつひこ 森 克彦	サマーフェスティバ ル2016	税に関するビデオ放映、 サイエンスコーナー、フ ォーラム21少年少女合唱 団のコンサートなど	8月27日(土)	稲沢市勤労福 祉会館	無料	(4) (6)
88	かやの木芸術舞踊 学園 学園長 きはら はじめ 木原 創	かやの木芸術舞踊 学園第46回発表会	モダンバレエの発表会	6月5日(日)	小牧市市民会 館	無料	(6)

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
89	尾西モラロジー事務所 代表世話人 しらき よし子 主催 公益財団法人モラロジー研究所	モラロジー生涯学習セミナー	公益財団法人モラロジー研究所の社会教育講師による「心の力」新発見をテーマにしたセミナー	6月26日(日)	尾西商工会館	有料 2,000円	(4) (6)
90	公益社団法人 スコール家庭教育振興協会 東海事務所 地区代表 むとう やすこ 武藤 保子 主催 公益社団法人 スコール家庭教育振興協会 一宮地区実行委員会	スコール家庭教育講座	武藤保子氏(スコール家庭教育振興協会講師)による「わが子をのびる子どもに育てたい」をテーマにした講演会	5月27日(金)	一宮市民会館	有料 300円	(4) (6)
91	NPO 法人響愛学園 理事長 こじま まりこ 見島 真里子	第三回アート展覧会	障害のある子どもたちが制作した作品の展覧会	7月22日(金) ～ 7月24日(日)	一宮市博物館	無料	(4) (6)
92	一宮市民吹奏楽団 団長 ひらが よしのり 平賀 喜紀	一宮市民吹奏楽団 レインボーコンサート2016	吹奏楽のコンサート	6月19日(日)	一宮市民会館	有料 前売 400円 当日 500円	(3) (6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

( スポーツ 課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
62	特定非営利活動 法人アズワン 理事長 かなもりかずひろ 金森和宏	2016 夏アズワンワ ンダースクール サマーキャンプ 自然体験教室	小・中学生を対象に野 外体験学習を通して、 子どもたちが「大自然 の中、のびのびと遊び ながら学び 学びなが ら遊ぶこと」により、 ふれあいを通して豊か な人間性を育むことを 目的に開催 全12 コース	7月21日(木) ～ 8月30日(火)	①岐阜県岐阜 市②⑩岐阜県 高山市③愛知 県豊橋市④奈 良県宇陀郡曾 爾村⑤三重県 志摩市⑥静岡 県浜松市⑦⑧ ⑨岐阜県郡上 市⑩静岡県焼 津市⑪静岡県 御殿場市	①⑧ 32,800円 ② 34,800円 ③⑦ 23,800円 ④⑤⑥⑩ ⑪⑫ 33,800円 ⑨ 35,800円	(4) (6)
63	尾張剣道連盟 会長 うまだけお 内田武夫	第52回尾張中学校 剣道大会	尾張地区中学校の男女 剣道部による団体トー ナメント戦	5月28日(土)	一宮市総合 体育館	無料	(6)
64	公益社団法人 日本3B体操協会 愛知西支部 支部長 むらたみきこ 村田美喜子	公益社団法人 日本3B体操協会 創立45周年記念 大会IN愛知西	三つの道具(ボール、ベ ル、ベルダー)を使っ ての体操で、愛知県下の 教室の発表の場として 開催 親子・ジュニア・ママ 発表会、親子ふれあい タイム、ジュニア交流 タイムが主な内容	7月3日(日)	名古屋市 東スポーツ センター 第1競技場	会員1人 1,000円 指導者1人 3,000円	(4) (6)
65	全日本少年硬式 野球連盟東海西 支部東海スラッ ガーズ 代表 みわなおひろ 三輪尚宏	第14回 ヤングリーグ愛知 県知事杯争奪愛知 大会	トーナメントによる 少年硬式野球大会	5月3日 (祝・火)～ 5月5日 (祝・木)	平島公園 野球場ほか	1チーム 20,000円	(6)



一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

( スポーツ 課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
66	一宮市家庭婦人 バレーボール連 絡協議会 会長 <small>おおくほふみこ</small> 大窪文子	健康と体力づくり 第42回ママさん バレーボール大会	市内在住の家庭婦人を 対象に変則リーグ戦に よる家庭婦人バレーボ ール大会	5月8日(日) 5月15日(日)	産業体育館・神 山小学校	1 チーム 2,000円	(3) (6)